

千葉県告示第444号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年5月25日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月25日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
塩田町20号線	中央区塩田町504番3から 中央区塩田町476番1まで	前	4.00 ～5.12	210.8
		後	4.00 ～6.00	182.8
塩田町26号線	中央区塩田町518番1から 中央区塩田町132番28まで	前	1.82 ～2.65	140.9
		後	6.00 ～6.00	97.2